

介護労働者・竹川忠臣さんの 無罪を要求する署名

2015年5月18日、グループホーム・よってきんさい古江（有限会社美泉経営）で起きた入所者転落死亡事故のすべての責任を、現場にいた介護労働者の竹川忠臣さん（当時32歳）に押しつけ、「保護責任者遺棄致死」で懲役3年の実刑を科した一審判決は不当です。

竹川さんは事故当時、16時頃から朝11時頃まで夜勤で働かせられ、帰ったその日の夕方からまた夜勤に入るという過酷な勤務を連続でやらされるという疲労の極に達していました。また経営者に日頃から「勝手に救急車を呼ぶな」と厳しく言われていたこともあり、「即座に救急車を呼ぶ」という判断を妨げられました（しかし彼は会社には連絡していたのです）。

近年、長時間過重労働の強制による極度の肉体的・精神的疲労を原因とする事故や事件が、介護をはじめ様々な労働現場で頻発しています。しかし経営者は責任を逃れ、過酷な労働条件下で働いている労働者だけが、逮捕・起訴され、有罪・懲役を受けています。竹川さんは、若い誠実な介護福祉士です。この青年労働者を「犯罪者」に仕立て、事件・事故の根本的な原因をつくっている新自由主義的な経営や政府の責任を問わない一審判決は、誤っています。

広島高等裁判所が竹川さんら介護労働者の訴えに向き合い、無罪判決を下すよう求めます。

2016年4月

広島高等裁判所御中

名 前	住 所

★署名の送付先および問い合わせ先

無実の介護労働者・竹川忠臣さんの無罪をかちとる会

〒739-1731 広島市安佐北区落合1丁目14-9 高陽第一診療所労働組合気付

電話 090-3745-6885（矢田・高陽第一診療所労組書記長） FAX 082-218-2946